

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外186名

一審被告 関西電力株式会社

証拠説明書

平成28年6月2日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同上 笠原一浩

ほか

号証	標目 (原本・写し)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲316	意見書	原本 2016.5.3 1	立石雅昭	新潟中越沖地震の調査・研究の結果、未だ解明仕切れていない重要な要素が複数存在すること。 最新の知見をもってしても、活断層が震源断層の存在や規模を正しく把握することにつながらないこと。 震源断層や発生する地震動を適切に把握するためには、地下地質構造（内陸直下型では地下数kmから10数kmの地震発生層での断層活動）の徹底した調査・解析を行い、震源断層の特性と地震波の伝播・増幅過程を明らかにするこ	

号 証	標 目 (原本・写し)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
				<p>とが必要であること。ただ、詳細な解析を実施しても、全てを解明仕切れない現実(「未知の断層」など)を謙虚に直視する姿勢が不可欠であること。</p> <p>大飯原発敷地及びその周辺の調査は、そもそも十分とはいえないこと。</p> <p>敦賀-若狭湾一帯は、活動性の高い活断層が多数分布しているにもかかわらず、近年さほど大きな地震が発生していないことから、大きな地震が発生する可能性が高く、地震空白域となっていること。</p> <p>等</p>	

以上